

## ～住宅建設等資金利子補給制度について～

普通寺市内に住所を有し、又は居住しようとする方が、自ら居住するための住宅を新築、住宅の購入（新築・中古）あるいは増築（30㎡以上）するときに、県内の本・支店の金融機関の住宅ローンを利用した方に対して、ローンの返済額のうち、利子の一部を5年間（60か月）補給する制度を実施しています。

### ◆補助の要件

- ・ 市内に自ら居住する住宅を「新築」「住宅（新築・中古）の購入」または「増築（30㎡以上）」をした方
- ・ 市税を完納していること
- ・ 県内の本・支店の金融機関の住宅ローンを利用する方（公的住宅融資（フラット35等）は利子補給の対象外）

◆利子補給の補給期間：建物の所有権保存登記日または移転登記日から5年間（60か月）

◆利子補給額の算定期間：令和2年1月1日～令和2年12月31日（期間中の支払利子額で算定）

### ◆利子補給額など

区 分	融資額に対する 利子補給の 算定上限額	支払利率に対する 利子補給算定利率	利子補給額 (年 額)
新築または 新築住宅を購入する場合	1,000万円以内	0.5%	50,000円の範囲内
増築(30㎡以上)または 中古住宅を購入する場合	500万円以内		25,000円の範囲内

### ◆申請期間

A	初回申請（ローンの返済並びに居住開始が令和2年1月から同年12月（見込み含む）の方	令和2年9月7日（月）～ 12月25日（金）
B	2回目以降申請する方	令和3年2月1日（月）～ 2月26日（金）

### ◆提出資料

① 住宅建設等資金利子補給金交付申請書（商工観光課内で記載してください。）	市役所（商工観光課）
② 住宅建設等資金融資支払利子証明書（様式は商工観光課及びホームページにあり） ※上記申請期間がAの方については、年明けにご提出ください。	金融機関
③ 借入金の償還予定表の写し（初めての方／ローンの借り換えをされた方／変動金利でご契約中の方（変動金利ご契約者は毎年償還予定表の写しが必要となります。）	
④ 所有権移転登記後の登記事項証明書の写し（薄緑色： <u>建物のみ</u> ）	法務局（丸亀）
⑤ 建築確認済証の写し、または工事完了証の写し（購入の場合は売買契約書の写し）	
⑥ 当該住宅の位置略図	

※印鑑をお持ちください ※申請が2回目以降で償還予定に変更のない方は、③～⑥は不要です。

**※今年度より住民票の写し、市税等の滞納のない証明の提出は不要になりました**

◆申請・お問合せ先 普通寺市役所 商工観光課 ☎0877-63-6315

（普通寺市上吉田町556-3：四国電力旧普通寺営業所2階）